

# 令和7年度鎌倉市物価高対応子育て応援手当支給事務実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、「物価高対応子育て応援手当の支給について」（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、令和7年度鎌倉市物価高対応子育て応援手当（以下「本手当」という）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和7年度鎌倉市物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達するために、市によって贈与される手当をいう。
- (2) 支給対象者 第3条に掲げる物価高対応子育て応援手当が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 第3条に掲げる支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 第3条に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 対象児童 第4条に掲げる者をいう。

## (支給対象者)

第3条 本手当は、次の各号に掲げる児童手当の受給者等（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者
- (2) 令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者
- (3) 第1号に規定する受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。）により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、受給者から本手当に相当する額の金銭等を受

け取っていた場合、又は、当該受給者が、本手当に相当する額の金銭等を本手当の目的のために費消していた場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、本手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に第1項に規定する者に対して本手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① (支給対象者死亡の場合) 基準日後、支給決定前までの間に第1項に規定する支給対象者が死亡した場合（この2の規定により本手当を支給される者が、本手当の支給が決定前に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適當と認められる者
② (施設入所等児童であることが事後に判明した場合) 基準日後、支給決定前までの間に、支給対象者に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを支給対象者に本手当を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者
③ (家庭内暴力事案の場合) 基準日後、支給決定前までの間に、支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別にしている当該支給対象者の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該支給対象者に対して本手当を支給する市町村に到達した場合	左欄に掲げる当該支給対象者の配偶者

(対象児童)

第4条 対象児童（本手当の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）

は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童の場合は10月分）の児童手当に係る児童
- (2) 新生児

(支給額)

第5条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより本手当を支給し、

その額は対象児童1人につき2万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第6条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、本手当の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 支給前であって、市が別に定める日までに前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 支給前であって第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者等に係る申請及び支給の方式)

第7条 公務員支給対象者及び第3条第1項第2号及び第3号に規定する対象者（以下「公務員支給対象者等」という。）は、別紙様式第1号の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 公務員支給対象者等による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第8条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者等に対し、本手当を支給する。

(プッシュ型支給の方式)

第9条 市は、第6条及び7条の規定に関わらず、一般対象者及び公務員対象者等について、児童手当振込時における指定口座の情報を保有している場合、当該口座への振込を申し入れができる。

2 支給対象者は、前項の規定による申入れを受けたときは、市が別に定める期限までに、本手当の受給を拒否する旨を市長に届け出ることができる。

(申請書の提出等の期限)

第10条 申請書の提出受付開始日は、本要綱の施行日とする。

2 申請書の提出期限は、令和8年4月30日とする。

(事業の実施期限)

第11条 実施期限は、令和8年7月31日までとする。

(本手当の支給等に関する周知等)

第12条 市長は本手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請書の提出の方法、申請書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請書の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第10条第2項の提出期限までに申請書の提出が行われなかった場合、支給対象者が本手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条に規定する申請書を受領した後、書類不足等による不備があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給決定ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支給された手当の返還)

第 14 条 市長は、偽りその他不正の手段により本手当の支給を受けた者に対しては、支給を行った手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 15 条 本手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他の事項)

第 16 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行日)

この要綱は、令和 8 年 1 月 15 日から施行する。

## 物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)

市区町村  
受付印

令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村

※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

市区町村長殿

プルダウンから選択してください  
自動計算します。

## 1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
		年 月 日	電話 ( )
* 記名押印に代えて署名することができます。		所属庁	申請・請求者の住所 (令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地 ※申請者が公務員ではない場合、又は公務員であって現住所と同じ場合は記入不要
※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。			

## 2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。

(1)令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童

(2)令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

※同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

## 3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	0	円
-------	---	---------	---	---

※対象児童1人につき2万円になります。

## 公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

証明欄 附番

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

--

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記\_\_\_\_\_人の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

証明事務担当  
担当課(室)・担当係  
電話番号

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A4列4番)

#### 4. 受取方法

ア 公金口座への振込みをご希望の場合

個人番号

イ 児童手当振込口座等の指定の金融機関口座への振込みを希望  
(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

##### 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)	口座名義
金融機関番号	店番号				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

##### 【誓約・同意事項】

- (1)物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2)物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6)物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

#### 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(4. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。)